

諮問日：平成30年11月28日（平成30年度（最情）諮問第61号）

答申日：令和元年5月24日（令和元年度（最情）答申第10号）

件名：裁判所共済組合による福利厚生事業の内容が書いてある文書の不開示判断
（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁判所共済組合による福利厚生事業の内容が書いてある文書（最新版）」
（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務
総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした
判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事
務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、
最高裁判所事務総長が平成30年10月24日付けで原判断を行ったところ、
取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定
める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所において探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

本件開示申出文書は、裁判所共済組合（国家公務員共済組合法3条及び4条
に基づく法人）が作成等しているものであり、最高裁判所は、司法行政事務に
関し、必ずしも本件開示申出文書を作成し、又は取得するものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成30年11月28日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成31年3月15日 審議
- ④ 同年4月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 裁判所共済組合は、国家公務員共済組合の一つであるが、国家公務員共済組合は、国家公務員共済組合法に基づいて、各省各庁ごとにその職員をもって設けられる法人であり（同法3条、4条）、各省各庁の長は、組合の運営に必要な範囲内において職員を当該組合の業務に従事させることができるから（同法12条）、裁判所共済組合の業務を遂行する上で、保有している文書は、開示手続の対象となる司法行政文書には当たらない。そして、本件開示申出文書は、本件の開示申出の文言上、裁判所共済組合がその業務のために作成し、又は取得する文書と考えられる。このような本件開示申出文書の性質に照らして検討すれば、最高裁判所が司法行政事務に関して必ずしも本件開示申出文書を作成し、又は取得するものではないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人